

デイサービスおはな 第一号通所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社おはなが開設するデイサービスおはな（以下「当事業所」という。）が行う指定第一号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の第一号通所介護事業従事者が、要支援の状態にある高齢者に対し、適正な第一号通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 当事業所は、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス、福祉サービスを提供するもの及び、関係市町村との密接な連携を図りつつ、利用者の心身の状況、環境、希望等の把握に努め、利用者が自立した日常生活を営むことができるように援助を行うものとする。お客様に仕事をさせて頂いているという感謝の気持ちと謙虚な姿勢を保持する。
- 2 介護保険法、山口市が定める基準、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称など)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスおはな
- 2 所在地 山口県山口市徳地堀 1751 番地

(第一号通所事業の方針)

第4条

- 1 第一号通所介護事業は、利用者の要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止または予防を資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- 2 第一号通所介護事業従業者は、自らその提供する第一号通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 第一号通所介護事業のサービスの提供に当たっては、個別サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 4 第一号通所介護事業従業者は、第一号通所介護事業の提供に当たって、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し理解しやすいように説明を行う。
- 5 第一号通所介護事業のサービスの提供に当たって、常に利用者の病状、心身の状況及びおかれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要支援者等に対しては、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- 6 利用者の心身機能の改善環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをすることにより、利用者の自立の可能性を最大限引き出すよう支援を行う。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 当事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

－（1単位） 一般 定員 10名

	職種	員数	備考（兼務の有無）
1	管理者	常勤1名	生活相談員
2	生活相談員	1名以上（うち常勤1名以上）	管理者、介護職員
3	介護職員	5名以上（うち常勤1名以上）	生活相談員、看護職員、機能訓練指導員
4	機能訓練指導員	1名以上	看護職員、介護職員
5	看護職員	1名以上	機能訓練指導員、介護職員

職務内容は次の通りとする。

- ・管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・生活相談員は、利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- ・介護職員は、利用者の介護業務を行う。
- ・機能訓練指導員は、利用者の身体機能減退を防止、または機能改善を図るための訓練を行う。
- ・看護職員は、利用者の健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
（ただし、12/30～1/3を除く。なお、祝祭日は原則として休みとする。）
- 2 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前10時00分から午後4時15分までとする。
- 4 災害発生時 災害時等は利用者の安全を優先して休む場合もあります。

（第一号通所介護事業の利用定員）

- 第7条 1 通所介護相当サービスの利用定員は10人とする。（介護給付サービスの定員を含む）
2 体と脳の機能アップ教室（通所型サービスA-①）の利用定員は10名とする。

（第一号通所介護事業の提供方法）

第8条

- 1 第一号通所介護事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。
- 2 第一号通所介護事業サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者の希望を基礎として第一号個別サービス計画が作成されることなどを説明し、提供の開始について同意を得る。
- 3 正当な理由なく第一号通所介護事業の提供を拒まない、但し、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な第一号通所介護事業の提供が困難であると認めた場合は、他の第一号通所介護事業所を紹介するなど、必要な処置を講じる。
- 4 第一号通所介護事業のサービスの提供を求められた場合は、被保険者証により被保険者資格、要介護認定及び第一号通所介護事業の事業対象者（以下「要介護認定等」という）の有効期間を確認する。
- 5 被保険者の要介護認定等にかかる申請に関しては、利用申し込みの意思を踏まえ、必要な協力を行う。

- 6 第一号通所介護事業の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- 7 要介護認定等の更新が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了の1ヶ月前には行われるよう、必要な援助を行う。
- 8 利用者が他の第一号通所介護事業の利用を希望する場合、その利用者からの申し出があった場合には、その利用者に対し、直近の在宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

(第一号通所介護事業の提供内容)

第9条 第一号通所介護事業、食事の提供、入浴介助サービス、排泄援助、送迎サービス

(第一号個別サービス計画の作成)

第10条

- 1 第一号通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した第一号個別サービス計画を作成することとする。
- 2 第一号個別サービス計画は、すでに介護予防サービス支援計画が作成されている場合は、当該サービス支援計画の内容に沿って作成することとする。
- 3 指定予防通所介護事業所の管理者は、予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。
- 4 第一号通所介護事業所の管理者は、第一号個別サービス計画を作成した際には、当該第一号個別サービス計画を利用者に交付することとする。
- 5 第一号通所介護事業従業者は、それぞれの利用者について、第一号個別サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(第一号通所介護事業の利用料)

第11条

- 1 第一号通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、山口市が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その基準の二割又は三割とする。ただし、介護保険法の改正により、サービスの利用料金、または利用者負担額が改正になった場合は、改正後の金額を適用するものとする。事業者はこの場合改定後の金額、施行時期を利用者に速やかに通知する。(別紙 料金表)
- 2 前項のほか次の費用については別に徴収する。
 - ①おむつ代 実費
 - ②食費 600円/日(昼食代500円、おやつ代100円)
 - ③通常の地域以外の交通費は実費とする。
実施地域以外については5km超えごとに100円を加算する。
 - ④レクリエーション等材料費 実費
 - ⑤前各号に定めるものの他、日常生活において、通常必要となるものにかかる費用であって利用者が負担することが適当と認められるもの。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、山口市徳地地区、山口市仁保地区、防府市小野地区、周南市和田地区とする。ただし希望があればこの限りではない。

(衛生管理等)

第13条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条

- 1 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービス利用の際体調の異常や異変がある場合はその旨を申し出ることとする。
- 2 サービスの利用を受けようとする利用者は、機能訓練の器具を取り扱う際は、従事者の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第15条

- 1 通所介護従事者等は、第一号通所介護事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する第一号通所介護事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、該当利用者の家族、該当利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 利用者に対する第一号通所介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(秘密の保持)

第17条

- 1 従業者は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する業務を負う。
- 2 従業者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第18条

- 1 当事業所は、サービスを提供する利用者及びその家族からの苦情に迅速及び適切に対応するために、窓

口を設置し措置を講じる。

- 2 当事業所は、苦情を受け付けた際には、苦情の内容を記録し保管する。
- 3 当事業所は苦情に対して市町村、国民健康保険団体連合会からの調査に対して協力するとともに、助言、指導を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(虐待の防止)

第19条

- 1 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - ②虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第20条

- 1 第一号通所介護事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。
- 2 第一号通所介護事業者は、利用者に対する通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。
 - ①第1号個別サービス計画
 - ②提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③市町村への通知にかかる記録
 - ④苦情の内容等の記録
 - ⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(その他の運営についての留意事項)

第21条 この規程に定めるものの他、必要な事項は役員会で定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年9月1日より施行する。
この規程は、令和3年4月1日より一部改定する。
この規程は、令和3年9月1日より一部改定する。
この規程は、令和4年4月1日より一部改定する。
この規程は、令和4年10月1日より一部改定する。
この規程は、令和6年4月1日より一部改定する。
この規程は、令和6年6月1日より一部改定する。

別紙 料金表

【基本料金】

通所介護相当サービス	単位	利用者負担 1 割	利用者負担 2 割	利用者負担 3 割
要支援 1・事業対象者	1,798 単位/月	1,798 円/月	3,596 円/月	5,394 円/月
要支援 2・事業対象者	3,621 単位/月	3,621 円/月	7,242 円/月	10,863 円/月

※山口市が定める基準（サービスに応じた単位×地域単価 10 円）に利用者負担割合を乗じた額

体と脳の機能アップ教室	単位	利用者負担 1 割	利用者負担 2 割	利用者負担 3 割
要支援 1・事業対象者	1,460 単位/月	1,460 円/月	2,920 円/月	4,380 円/月
要支援 2・事業対象者	2,940 単位/月	2,940 円/月	5,880 円/月	8,820 円/月

※山口市が定める基準（サービスに応じた単位×地域単価 10 円）に利用者負担割合を乗じた額

【加算】

加算	単位	利用者負担 1 割	利用者負担 2 割	利用者負担 3 割
口腔機能向上加算（Ⅱ）*1	160 単位/回 （月 1 回まで）	160 円/回	320 円/回	480 円/回
科学的介護推進体制加算*1 *3	40 単位/月	40 円/月	80 円/月	120 円/月
介護職員等 処遇改善加算（Ⅱ）*2	所定単位数の 90/1000	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割

※山口市が定める基準（加算ごとの単位×地域単価 10 円）に利用者負担割合を乗じた額

- * 1 厚生労働大臣が定める基準によるサービス等（入浴介助、機能訓練など）を行う場合の加算額（該当する利用者）
- * 2 厚生労働大臣が定める基準による介護職員等の処遇改善の実施にかかる加算額（全ての利用者）
- * 3 通所介護相当サービスのみ。